
（２）相対契約

確保する契約電力の見込み	kW
相対契約による供給能力の確保の見込み	kW

契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等

事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間	契約電力	供給能力の確保の見込み	備　考

（３）その他

最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値	kW	備考	

備考　１　最大需要電力とは、当面見込まれる離島等供給の相手方の電気の需要の最大値をいう。

２　「最大需要電力が見込まれる月及び時間帯」及び「最大需要電力の見込み」の「備考」の欄には、これらをどのように見込んだかの説明を記載すること。

３　「供給能力の確保の見込み」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯における当該最大需要電力の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを記載すること。

４　他の電気事業者に対して電気を供給する見込みがあることその他の理由により、「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値と、その内訳の合計値（「自社電源による供給能力の確保の見込み」、「相対契約による供給能力の確保の見込み」及び「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の合計値）が一致しない場合には、「供給能力の確保の見込み」の「備考」の欄にその理由を記載すること。

５　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄には、水力、火力、新エネルギー又はその他の別を記載することとし、火力と記載するに当たっては、燃料電池発電設備を含み、廃棄物を除くものとすること。また、火力と記載する場合には石炭、LNG、石油、LPG、その他ガス、歴青質混合物の別を、水力と記載する場合には一般と揚水の別を、新エネルギー等と記載する場合には風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物の別を記載すること。

６　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「運転開始日」の欄にこの申請書の提出日より先の日を記載する場合には、当該欄に当該電源の工事着工日も記載すること。

７　「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「出力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。

８　「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「契約電力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。

９　「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の欄には、デマンド・レスポンスなど、（１）～（２）に該当しないものを記載すること。

１０　「その他」の「備考」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯において、その値を供給能力に相当する能力として見込むこととした理由を記載すること。

１１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。